

5 短期休業補償コース

申込人
本人

保険期間：2026年1月1日 16：00～2027年1月1日 16：00

ヤマハ株式会社が発行者となる団体契約です。
保険正式名称：所得補償保険 セットされる主な特約：天災危険補償特約（所得補償保険用）

ポイント

保険料

36.25%割引※

が適用されています。
一般で加入するよりお得です！

※団体割引25%、損害率による割引15%

病気・ケガによる
就業不能時の
1年以内の収入減少
を補償します。



自宅療養※の場合
でもお支払い
されます。



※医師の指示によるもの

地震や噴火、
地震・噴火による津波
によって被ったケガ
による就業不能
の時も補償されます。



注意 現在、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

継続時に、あらかじめ健康に関する告知を行うことにより、告知の内容によっては特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除して継続加入いただくことができます。

【再告知をされる場合のご注意】

- ◎再告知の結果、継続加入できないことがあります。
- ◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
- ※詳細は所得補償保険パンフレット別冊の別冊5、6に記載をしておりますのでご覧ください。

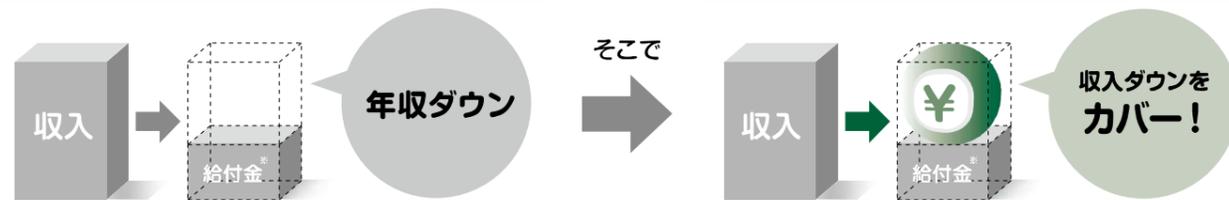
突然やってくるケガや病気！

突然やってくる、
ケガや病気！

働けなくなって、
収入が減少したときの
もしもの備えをしていますか？

ケガや病気で働けなくなったとき…

短期休業補償コースで準備をすれば…



**短期休業補償コースでは
収入が減少したときの備えができます！**

●短期休業補償コースには天災危険補償特約（所得補償保険用）をセットしていますので、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガによる就業不能のときも、所得補償保険金をお支払いします。

コース内容

加入ランク	所得補償保険金	月払保険料
T1	4.5万円/月 (日額 1,500円)	723円
T2	9万円/月 (日額 3,000円)	1,493円
T3	15万円/月 (日額 5,000円)	2,493円
T4	21万円/月 (日額 7,000円)	3,695円
T5	30万円/月 (日額 10,000円)	5,218円
免責期間(*)	4日	
てん補期間	1年	

○保険金額は月額で設定されており、1か月を30日として計算した額が日額として表示しています。

※所得補償保険金額（ご契約金額）の設定について

保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

(*) 就業不能が開始した日から起算して、継続して5日以上就業不能である場合に5日目から保険金をお支払いします。

※2020年募集より、本コース取扱商品の変更に伴い、ケガによる傷害死亡・後遺障害保険金額(保険金額50万円)の補償がなくなっています。補償内容の詳細は所得補償保険パンフレット別冊の別冊1をご覧ください。

こんな場合に備えます。

保険期間中にケガ、病気または骨髄採取手術※1により就業不能となり、その状態が免責期間（4日）を超えて継続した場合
所得補償保険金（〔所得補償保険金額※2〕×〔就業不能期間の月数〕※3）をお支払いします。

自宅療養の場合でも
補償対象です！

交通事故でケガをして入院し、
働けなくなったとき



病気により、医師の治療を
受けながら自宅療養し、
働けなくなったとき



所得補償保険金

※1 骨髄採取手術による就業不能の場合には免責期間を適用しません。

※2 所得補償保険金額は、被保険者が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご案内いただいたうえで、ご加入時に被保険者の平均月間所得額の50%以内となるよう設定していただきます。

※3 就業不能期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。

(注1) 所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額を超えている場合には、平均月間所得額を所得補償保険金額として保険金のお支払額を計算します。

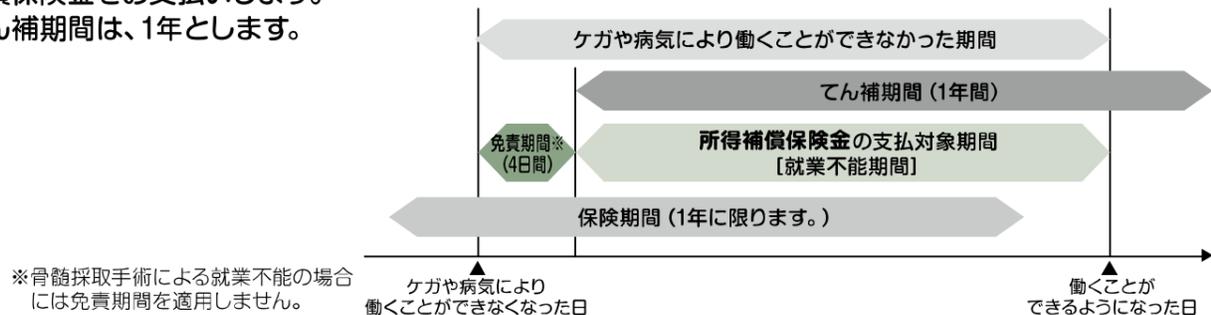
(注2) 原因または時を異にして発生したケガ、病気または骨髄採取手術により就業不能期間が重複する場合、その重複する期間に対して、重ねては保険金をお支払いしません。

(注3) 補償内容が同様の保険契約（所得補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

5 短期休業補償コース

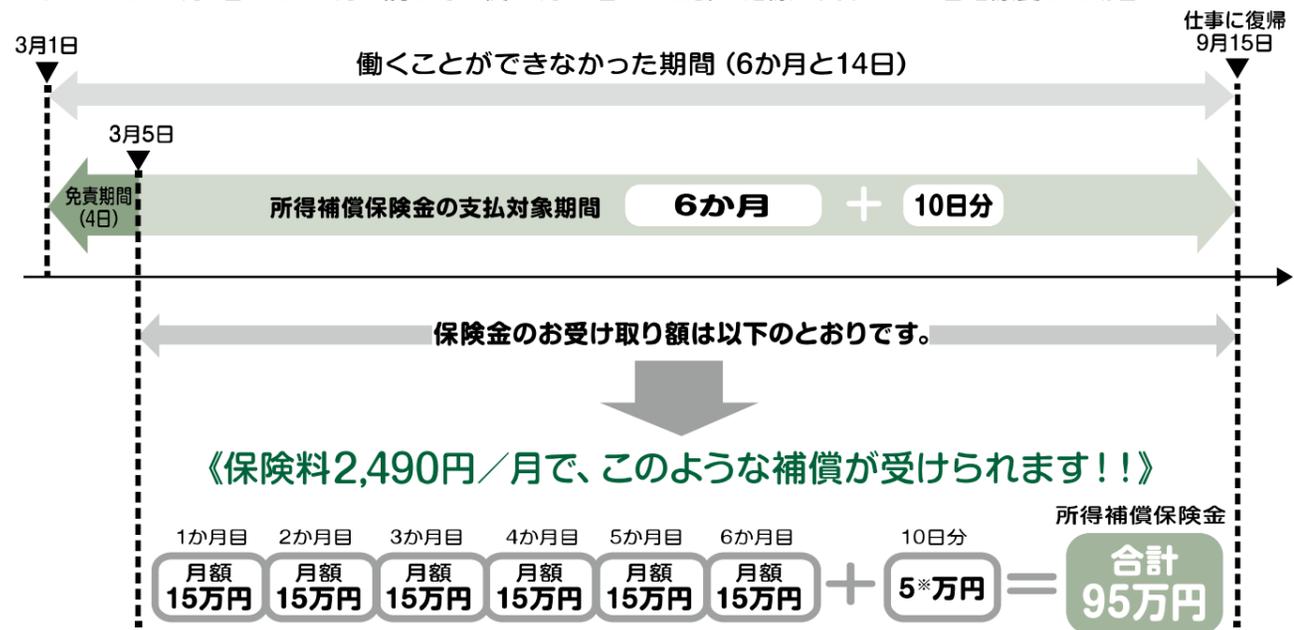
所得補償保険金のお支払対象期間について

- 免責期間(4日)を超えて、ケガ、病気または骨髄採取手術*により就業不能であった期間に対して所得補償保険金をお支払いします。
- てん補期間は、1年とします。



お支払例

- 加入内容(加入ランク:T3、所得補償保険金額:15万円(月額)、てん補期間:1年間)
 ケガのため3月1日から3か月入院しその後、9月14日まで医師の治療を受けながら自宅療養した場合



※1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。

$$\text{所得補償保険金額} 15\text{万円} \times \frac{10\text{日}}{30\text{日}}$$

◎平均月間所得額*を超える保険金額で加入されていても、超過分は保険金支払対象外となりますのでご注意ください。
 *所得補償保険パンフレット別冊の別冊3「※印の用語のご説明」をご覧ください。

加入資格【被保険者(補償の対象者)本人になれる方の範囲】等について

【保険契約者】 ●この保険はヤマハ株式会社が発行する保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

【お申込人となれる方の範囲】 ヤマハ株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員に限ります。

【被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲】

ヤマハ株式会社およびそのグループ会社に勤務している役員・従業員(契約期間一年以上で給与天引可能な方を含む)でヤマハ健康健康保険組合加入者です。(*)補償内容の入力画面の被保険者1(本人)欄に記載の方をいいます。

【年齢】 満15才から64才まで(ただし、新規加入は59才まで)。2026年1月1日時点の満年齢によります。

【健康に関する告知について】

新規加入や増額の際には、補償内容の入力画面の告知欄に健康状況等を正確にご入力ください。現状どおりまたは減額して継続される場合は、ご入力不要です。

- ①現在の健康状況につき補償内容の入力画面の告知欄に、必ず被保険者(補償の対象者)ご自身でご入力ください。万一、入力事項に誤りがあると保険金のお支払いができないことがありますのでご注意ください。
- ②健康に関する告知の内容によっては、ご加入や増額できない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ③健康に関する告知をいただいた結果、ご加入をお引受けした場合でも、原則として、既に発病している病気については保険金をお支払いできませんのでご了承ください。なお、詳細は、所得補償保険パンフレット別冊の別冊5「6.保険期間の開始前の発病等のお取り扱い」をご覧ください。